

「ポケモン GO」などスマホの進化が地域社会・地域経済に与える影響
に関する有識者会議開催要綱

平成 28 年 9 月 1 日
企画調整局長決定

(趣旨)

第 1 条 スマートフォンの進化が、地域社会、地域経済等にどのような影響を与えるのかについて専門的、大局的見地から意見を求めることを目的として、「ポケモン GO」などスマホの進化が地域社会・地域経済に与える影響に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 有識者会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 専門的知識を有する者
 - (3) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、7 名以内とする。
- 3 前項の規定に関わらず、市長は、特定の事項について専門的知識を有する者を臨時委員として委嘱することができる。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員は、そのものの委嘱に係る当該特定の事項に関する会議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(座長)

第 4 条 企画調整局長は、委員の中から座長を指名する。

- 2 座長は、会の進行をつかさどる。
- 3 企画調整局長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(有識者会議の公開)

第 5 条 有識者会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、企画調整局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 有識者会議を公開することにより公正かつ円滑な有識者会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 有識者会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の開催に必要な事項は、政策企画部長が定める。

附 則（平成 28 年 9 月 1 日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日より施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。